

## 『社会保険労務ハンドブック（令和4年版）』 お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P178 付加金制度 上から7行目	……使用者側に違反のあったときから2年以内になければならない(労基114但し書)。	……使用者側に違反のあったときから <u>5年（当分の間3年）</u> 以内になければならない（労基114但し書）。
P487 給付の種類と給付の裁定 上から3行目	受給権の裁定は，受給権者の請求により日本年金機構が行う（国年16）。	受給権の裁定は，受給権者の請求により <u>厚生労働大臣</u> が行う（国年16）。
P496 (3) 障害基礎年金支給要件の(1) 上から2～3行目	(1) 病気やケガについて初めて医者にかかった日（初診日）に被保険者または日本国内に居住する60歳以上65歳未満の被保険者であること。	(1) 病気やケガについて初めて医者にかかった日（初診日）に被保険者 <u>であるもの</u> 、または日本国内に居住する60歳以上65歳未満の被保険者で <u>あったもの</u> 。